

令和5年9月 自動販売機設置事業者公募 実施要項

1. 目的

公共施設に設置した自動販売機の取扱料による歳入の確保及び施設利用者の利便性向上

2. 設置場所、台数等

別紙「自動販売機設置事業者公募 施設一覧表」のとおり

※募集条件を確認すること。

※詳細は、周南市戸田支所へ確認すること。

3. 設置期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

※ 特段の事情がない限り、これに続く2回の年度更新（最長で令和8年3月31日まで）

4. 募集する自動販売機の種類及び要件

(1) 種類

清涼飲料自動販売機（設置面積 概ね1m²/台）

(2) 共通要件

- ① 販売する商品は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類とすること（酒類及びノンアルコール飲料は不可）。また、標準的な小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ② 自動販売機には、販売し、管理する者の会社名又は管理者名及び連絡先を必ず明記すること。
- ③ 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」に準じ、省エネ対策を施したエネルギー消費効率がよい機種であること。
- ④ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- ⑤ 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（業界統一規準）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- ⑥ 自動販売機設置事業者は、使用済み容器の回収ボックスを設置し、適正に管理するとともに周辺環境の美化に努めること。

5. 応募資格要件

実際に自動販売機を設置し、商品管理、アフターサービス等を行う事業者で、次の要件をすべて満たす個人または法人であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- ② 周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく資格停止期間中でないこと。
- ③ 周南市の市税に滞納が無いこと。
- ④ 法令等を遵守し、設置期間中、継続して自動販売機の管理、営業を行う資力、能力を有すること。
- ⑤ 令和 3 年度及び令和 4 年度において、自動販売機の設置、営業を行った実績を有していること。
- ⑥ 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。

6. 応募方法

（1）提出書類

① 自動販売機設置申込書

・取扱料率…売上金額に取扱料率を乗じた額を自動販売機取扱料として、市へ納付。

取扱料率は、0.0%以上を記入すること。

※今回の募集より、取扱料率のランクを撤廃。

② 自動販売機企画提案書

設置予定の自動販売機について、販売商品内容、販売価格、その他付加価値等を記載すること。補足説明資料としてパンフレット等を添付することも可能。

③ その他添付書類

※ 「ア」「イ」「ウ」は、複写可。

【個人の場合】

ア 住民票（発行後 3 カ月以内のもの）

イ 印鑑登録証明書（発行後 3 カ月以内のもの）

ウ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（発行後 1 カ月以内のもの）

※周南市に住民票がある場合

エ 自動販売機の設置実績（任意の様式）

オ 事業概要（任意の様式）

【法人の場合】

- ア 法人登記全部事項証明書（発行後 3 カ月以内のもの）
 - イ 印鑑証明書（発行後 3 カ月以内のもの）
 - ウ 周南市の市税に滞納の無いことの証明書（発行後 1 カ月以内のもの）
- ※周南市内に営業所等がある場合
- エ 自動販売機の設置実績（任意の様式）
 - オ 会社概要又は事業概要（任意の様式）
 - カ 役員名簿（別記様式）

（2）提出期限

令和 5 年 9 月 19 日（火）17 時 00 分

（3）提出方法

上記書類一式を周南市戸田支所へ持参又は郵送。

※ 郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。
（提出期限必着）

※ 提出書類は返却しない。

（4）提出先

〒745-1131 周南市大字戸田支所 2845-2
周南市戸田支所

7. 質問の受付及び回答

質問は、市指定様式の質問書に内容を記入の上、周南市戸田支所へ、E-mail 又は、FAX により提出すること。

なお、FAX の場合には、送信した旨を戸田支所まで電話連絡すること。

（1）受付期間

令和 5 年 9 月 4 日（月）から令和 5 年 9 月 8 日（金）17 時まで

（2）回答方法

令和 5 年 9 月 12 日（火）までに、周南市ホームページに掲載する。

※質問及び回答は、当該公募に関するものとする。それ以外の内容や、単なる意見表明と解されるものには、回答しない。

8. 事業者の決定方法（審査）

最も高い取扱料率を記載した応募者を設置事業者に決定する。

なお、取扱料率が同率の応募者が複数あった場合は企画提案をもとに採点し、決定する。

【審査項目（配点）】

- ・企画提案 ……20 点満点

企画提案における主な評価項目は、下記の表のとおりする。

評価項目
省エネ、環境への配慮
ユニバーサルデザイン
スマホ連動等の決済機能
その他、利便性を向上する取り組み等

上記採点においてもなお、同点の応募者が複数あった場合は、次の順により決定する。

- ① 市内に本社又は主たる事業所を置く者
- ② 市内に支店又は営業所を置く者
- ③ 抽選

※決定した事業者名、取扱料率等は周南市ホームページでも公表する。

9. 審査結果の通知時期

令和5年9月下旬 郵送にて発送予定

10. 事業者の費用負担

(1) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上額に事業者が提案した取扱料率を乗じた額

※四半期毎に納付。

(2) 行政財産目的外使用料

占有面積1m²あたり年額850円

※道路法施行令の改訂に伴い周南市道路占用料徴収条例が改訂された場合には、上記行政財産目的外使用料の額が変更となる場合がある。

※占有面積は、自動販売機本体に転倒防止板等の張出面積を含めた面積。

※占有面積が1m²に満たないとき、又は1m²未満の端数があるときは、1m²として計算。

(3) 電気料

実費負担

※原則、子メーター等を設置（事業者負担）。詳細は周南市戸田支所へ確認すること。

(4) その他

自動販売機の設置、撤去等に係る経費

1 1. 契約上の条件

- ① 行政財産目的外使用料及び自動販売機取扱料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸は不可。
- ③ 市が公用・公共用に供する事由から、やむなく自動販売機を撤去する必要が生じたときは、契約を解除することがある。
- ④ 設置者は、貸付期間が満了し、又は契約解除をした場合には、速やかに原状回復すること。原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償の請求はできない。

1 2. お問い合わせ

周南市戸田支所

TEL : 0834-83-2001 FAX : 0834-83-2713

E-mail : heta-shi@city.shunan.lg.jp